

「中長期的な大学教育の在り方に関する第一次報告」(中央教育審議会大学分科会)と「学生に対する経済的支援の現状(基礎データ集)」について

文部科学省高等教育局

「大学と学生」7月号臨時増刊号を通じて、二つの資料をお届けします。

一つは、中央教育審議会の大学分科会が、去る6月15日に取りまとめた「中長期的な大学教育の在り方に関する第一次報告」です。これは、昨年9月から大学分科会として検討を行っている「中長期的な大学教育の在り方について」の検討状況と審議経過を整理したものです。また、その審議で使われた資料やデータも収録しています。

もう一つは、「学生に対する経済的支援の現状(基礎データ集)」です。文部科学省では、学生やその保護者の教育費負担について、現状を把握し、必要となる政策立案に努めています。この基礎データ集は、その作業を通じて整理した各種の統計や資料を、表やグラフを使ってできるだけ分かりやすく示したものです。

1. 中央教育審議会大学分科会「中長期的な大学教育の在り方に関する第一次報告」について

(1) 諮問の経緯と審議状況

平成20年7月1日に閣議決定された「教育振興基本計画」では、平成20年度から平成24年度までの「5年間を高等教育の転換と革新に向けた始動期間と位置づけ、中長期的な高等教育の在り方について検討し、結論を得ることが求められる」とされています。この教育振興基本計画を受けて、我が国の大学教育の質を保証し、社会からの信頼の向上を図るため、「中長期的な大学教育の在り方について」諮問(以下、「中長期諮問」という。)がなされました。

① 学士課程教育答申と中長期諮問の関係

平成18年以降の第3期及び第4期の大学分科会では、平成13年4月の高等教育に関する包括的な諮問「今後の高等教育改革の推進方策について」を受け、学士課程教育(いわゆる学部段階の教育)に重点を置いた審議を行い、平成20年12月24日に答申「学士課程教育の構築に向けて」(以下、「学士課程教育答申」という。)を取りまとめました。

学士課程教育答申は、学士課程教育の質を高めるために各大学が自主的に取り組むべき改革の具体的な方策として、「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入れの方針」の3つの方針の明確化等を進めることを提言し、あわせて各大学の取組を促進するために国が行うべき支援・取組について提言しています。

一方、中長期諮問は、社会構造全体が大きな変革期を迎える中で、我が国の大学教育全体の質を保証し、社会からの信頼の向上を図るため、また、グローバル化の進展の中での我が国の大学教育の国際化や国際競争力の向上、及び国際的な枠組みの中での質の保証と向上を図るため、我が国の大学教育の中長期的な在り方について検討を求めています。

すなわち、我が国の大学教育の質の向上という両者の目標は同じですが、学士課程教育答申においては、各大学における現行の大学制度等の運用をどう改善すべき

かについて提言を行ったのに対し、中長期諮問においては、国内及び国際的な動向を見据えた上で、国が大学教育制度等をどう改革し、どのような大学教育システムに再構築していくべきかについて検討を求めているという違いがあります。

② 各部会等における審議事項

中長期諮問については、平成20年9月25日以降、第4期の大学分科会において、審議が7回行われました。また、平成21年2月以降の第5期大学分科会も審議を継続しています。

審議に際しては、専門的な調査審議を行うために7つの部会等が設けられ、また、各種の調査・分析・論点整理の専門的な検討を行うため、「大学教育の検討に関する作業部会」に13のワーキンググループ（WG）が設けられました。

各部会のうち、「質保証システム部会」においては、我が国の大学教育の質保証システムを構成する「設置基準」「設置認可審査」及び「認証評価」について、相互の関係を整理した上で、これらの三要素を一体とした質保証システムの構築に向けて、各制度の改善方策を検討しています。

「大学規模・大学経営部会」においては、今後の大学教育への公財政支出の在り方を検討する前提として、我が国全体の大学の量的規模について検討しています。18歳人口だけでなく我が国の人口全体が減少局面に入りつつある中、大学教育の質の低下を防ぐためには大学数や入学定員数を縮小すべき、あるいは大学への公財政支出をどの大学にも均一に行うのではなく選択・集中して配分すべき、といった主張があります。こうした主張に説得力のある答えを示しつつ、大学教育への必要な公財政支出を確保するため、大学の適正な規模について、及び大学規模と関連し、また大学教育の質保証の前提となる大学経営の安定化について検討しています。

「大学行財政部会」においては、国公立大学の役割分担について検討することとしています。具体的には、例えば全国レベル及び地域レベルにおける計画的な人材養成の在り方について、歴史的経緯や諸条件を踏まえた上で国公立大学が担うべき役割について検討を行います。また、国際的な枠組みの中で我が国の大学教育の質の保証及び向上を図るため、我が国が果たすべき役割等についても検討を行います。

なお、各部会における調査審議においては、大学の機能別分化が前提となっており、その促進策の検討が求められています。機能別分化については、平成17年1月の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」（以下、「将来像答申」という。）において、大学の機能として「世界的研究・教育拠点」「高度専門職業人養成」「総合的教養教育」等の7つが示され、各大学がその個性・特色に応じて保有する機能を選択し、また各機能への重点の置き方を選択することにより緩やかに機能別に分化していくことが想定されています。（「3（1）機能別分化の促進」参照（28頁））

このため、質保証の議論においては、機能別分化を前提とした質保証システムの構築に向けて、現在のシステムを検証し、改善策を検討することが必要です。あわせて、機能別分化を促進する観点から、例えば認証評価結果を踏まえた公財政支援を行うことの是非など、質保証システムと公財政支援の関連の在り方についても検討が必要です。

また、機能別分化にかかる大学の現状を鑑みると、今後は、少数の限られた大学が全ての機能を保有するのではなく、様々な機能を保有する多くの大学がそれぞれ個性と特色を生かした教育を行い、我が国全体として多様な教育が提供されていくことが望ましいと考えられます。このため、大学規模の議論においては、こうした我が国の大学の全体像を前提とした規模の在り方を検討することが必要です。

さらに、国公私立大学の役割分担の在り方の検討に当たっても、各大学における機能別分化の進展及びその促進という視点を踏まえる必要があります。

なお、大学の機能別分化の促進について検討を進めていくと、大学制度及び教育を現行の学部・学科や研究科といった組織に着目して整理するのではなく、学位を与える課程（プログラム）に着目して再整理する方が妥当という結論に至り、将来像答申より指摘された学位プログラムを中心とする大学制度等の再構築に向けた検討が進むことも予感されます。この論点については、我が国の大学制度の大規模な再構成を要するとともに、大学の本質であるその団体性との関係の整理も必要であることから、検討の必要性等について委員の共通理解を図りつつ、引き続き議論することとしています。

以上のように、中長期諮問の論点は多岐にわたっており、またそれら相互が関連しているため、大学分科会において審議事項全体を俯瞰しつつ主導的に審議を行うとともに、各部会において審議内容の深化を図ることとしています。

(2) 第一次報告について

① 第一次報告の性格

中長期諮問以来、大学分科会や各部会等で議論された内容等を踏まえ、平成21年6月15日、「中長期的な大学教育の在り方に関する第一次報告」（以下、「本報告」という。）を取りまとめられました。

本報告は、諮問事項の全てに対して答申するものではなく、大学教育の質保証や大学の量的規模など、検討が進んだ事項について、報告しています。今後も審議を要する課題や、本報告で残された課題（グローバル化の進展の中での大学教育の在り方、国公私立大学の在り方や、地方分権と大学行政の在り方）については、引き続き検討することとされています。

そのため、本報告中の各検討課題は

- (1) 速やかな対応を前提として、具体的な改善を提起するもの、
 - (2) 大学分科会又は部会等において、さらなる検討を行うこととし、現時点では方向性の提示にとどまるもの、
 - (3) 今後、大学分科会又は部会等において、あらためて審議を行うことを前提に、議論の論点を整理するもの、
- などがあり、審議の進展状況に応じ、記述の具体性の程度が異なっています。

② 第一次報告の問題意識

本報告は、これまでの大学分科会における議論の蓄積に基づき、審議における基本的な問題意識として、大学教育の構造転換を想定した上で、必要と判断される施策を整理しています。

すなわち、現在及び今後の労働環境や社会状況の変化を見据えるならば、今後、大学は、年齢を問わず、社会人等の多様なニーズを持つ者を対象とする教育機関に変わり、生涯学習社会の推進に大きな役割を果たしていくことが求められるとしています。そして、社会人等からの多様な期待と要請に応えるため、各大学は、自らの構造転換に積極的に取り組み、社会に対する新たな役割を主体的に提示していくことが求められるとしています。

③ 第一次報告で具体的に示された内容の概要

○ 大学教育の質保証

中長期諮問においては、各大学の自主的・自立的な取組を前提としつつ、公的

に大学教育の質を保証する質保証システムの在り方について、検討を行うこととされています。これを受けて、第一次報告では、公的な質保証システムとして「設置認可」「設置認可審査」「認証評価」の三要素について、それぞれの役割分担の明確化や、改善を通じて、質保証システムの構築に向けた検討を行うこととされています（「1 現状と課題」参照（12頁））。

また、今後、社会人等の多様な学生が増加することを見越しつつ、そのニーズに対応した大学教育を各大学が実現するため、履修指導、進路相談や就職相談といった、学生支援や学習環境整備の在り方について、大学分科会として検討が必要としています（「3 学生支援・学習環境整備の検討」参照（18頁））。

さらに、将来像答申より指摘された、学位プログラムを中心として大学制度と教育を再構成することの必要性については、そのメリットを検討しつつ、そもそもの見直しの必要性や大学制度の本質の観点から、導入の是非について、大学分科会として引き続き審議を行うこととしています（「4 学位プログラムを中心とする大学制度と教育の再構成」参照（19頁））。

○ 大学教育のグローバル化

大学教育の質保証への取組は、大学のグローバル化の観点からも重要です。国際的にも、大学教育の質保証は重視されており、欧米諸国でも、ア krediteーションや、設置認可制度と事後評価を組合わせた公的な質保証システムが構築されています。

第一次報告では、諸外国の質保証制度や取組の実態把握について、今後、更なる検討を行うことや（「2 大学の国際競争力向上のための方策」参照（21頁））、国際的な大学評価の活動について、他国の動向も踏まえつつ、今後も大学分科会として引き続き対応を検討することとされています（「3 世界的規模での大学に関する評価活動への対応」参照（23頁））。

○ 人口減少期における大学の量的規模及び大学経営

昭和46年中央教育審議会答申において、高等教育の全体規模、地域的配置などについて、長期の見通しに立った国としての計画策定の必要性が指摘されました。これを受けたかつての「高等教育計画」では、大学等の新增設が抑制されるなど、規模の上限を念頭に置いた量的規模の検討が行われてきました。平成15年度からは、抑制方針を基本的に撤廃したことに伴い、設置基準に定める大学としての要件を満たすものは、原則これを認める準則主義への転換がなされました。

我が国が人口減少期に入っていること、また、社会システムの維持・発展に大学が果たす役割や、大学の国際競争力の向上が重要な課題となっている現状においては、大学の必要な規模又は政策的に望ましい（妥当な）規模の観点から検討していくことが必要と考えられます。

本報告では、大学全体に関わる事柄という観点から、今後、大学分科会において、適正規模を前提とした試算を行うこととしています（「2 大学全体に関わる事項」参照（26頁））。また、複数大学が連携して実施することが効果的・効率的な教育上の取組や学生支援に関し、複数大学が共同で利用するための拠点（例：学生用宿舎、大型練習船、FD・SDセンター等）を整備・運営する場合に文部科学大臣の認定を与える制度を国が創設することで、教育や学生支援における大学間のネットワークの構築を促進することを提言しています（「3 大学相互間の関係」（27頁））。さらに、大学教育の質保証の前提でもある健全な大学経営を促すため、計画的な定員調整の支援等、自主的な教育研究組織や収容定員の見直し

等を提言しています（「4 各大学の取組」参照（29頁））。

このほか、進学希望者の進路選択に資するとともに、社会への説明責任を果たす観点から、各大学の教育研究活動や各学校法人の経営状況に関する情報公開の促進についても提言しています（「5 情報公開の促進」参照（32頁））。

2. 「学生に対する経済的支援の現状（基礎データ集）」について

本臨時増刊号で掲載する基礎データ集においては、まず、学生に対する経済的支援の全体像を掲載しています。具体的には、学生に対する経済的支援について、奨学金、給与、授業料減免等の支援方法別及び学士課程・修士課程・博士課程の課程別に、経済的支援の金額や対象者数等により分類し、現在行われている経済的支援を示しています。

次に、課程別に経済的支援の状況を掲載しています。具体的にはそれぞれの課程において、支援の前提として学生生活の収支状況、授業料や入学金の状況を、経済的支援の現状として、授業料減免の実施状況、TA・RA等の雇用を通じた経済的支援の状況等を掲載しています。

さらに、学生への経済的支援やこれに関連する諸外国との比較についてのデータを掲載しています。これは、前提として大学の設置形態等について欧米との比較を行った上で、大学への公財政支出の規模や、設置者別の授業料等の比較や雇用型の経済的支援の規模の国際比較等を行っています。

このほか、教育条件を支えるための費用という観点から国立大学及び私立大学の予算の推移を掲載しています。

3. おわりに

中長期的な大学教育の在り方については、大学分科会において今後も審議を行うこととされています。また、学生に対する経済的支援の在り方についても、その充実に向けた更なる検討が必要です。

本臨時増刊号を契機として、これらの問題に対する関心が高まっていくこととなれば幸いです。

（高等教育企画課高等教育政策室長補佐 今村聡子）